



訪問看護ステーションCare'L



# 運営規定

## 【事業の目的】

第1条 この規定は、株式会社Care'Lが開設する訪問看護ステーションCare'L(以下「本事業所」という。)は指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護(以下「指定訪問看護等」という。)の事業(以下「事業」という。)を行うものであり、要支援状態若しくは要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、療養生活を支援し、利用者の心身及び生活の機能維持、回復、向上を目指すことを目的とする。

## 【事業の運営の方針】

第2条 本事業所は、次に掲げる基本方針に基づき事業を運営する。

- 1 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者又はその家族の立場に立ったサービスの提供に努める。
- 2 利用者の要支援・要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防ならびに利用者を介護する者の負担の軽減に資するよう、適切に行う。
- 3 主治医及び利用者に関わる各事業所との密接な連携をはかり訪問看護計画書に基づき適切なサービスに努める。
- 4 サービスの提供に当たっては、利用者又はその家族に対し療養生活が安心して営まれるように説明指導を行う。
- 5 自らその提供する指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の質の向上を目指し、看護技術の習得に励む。
- 6 正当な理由なく指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護を拒まない。

## 【事業の名称及び所在地】

第3条 本事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 訪問看護ステーションCare'L
- (2) 所在地 熊本県熊本市南区野田3丁目12-16-101号室

## 【従業者の職種、員数及び職務の内容】

第4条 本事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1人(常勤兼務)

事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) 看護師等

- ・看護職員6人以上(管理者を含む)
- ・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 適当数を配置する

指定訪問看護等の提供に当たる。

なお、看護職員(准看護師を除く)は訪問看護計画書及び訪問看護報告書(介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書)を作成する。

また、理学療法士等が提供する指定訪問看護等については、当該計画書及び報告書を看護職員(准看護師を除く)と理学療法士等が連携して作成する。

## 【営業日及び営業時間】

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。(祝日も含む)ただし、12月31日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(4) サービス提供日は月曜日から日曜日までとする。(祝日も含む)ただし、12月31日から1月3日までを除く。

(5) サービス提供時間は、サービス提供日の午前8時30分から午後10時までとする。

## 【訪問看護の提供】

第6条 指定訪問看護等の内容は次のとおりとする。

1 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供に際し、予め利用申込者又はその家族に対し、運営規定の概要、訪問看護師等の勤務体制をその他利用申込者のサービス選択に資すると認められた重要事項を記した文章を交付し説明を行い、当該提供の開始について利用申込者又は家族の同意を得るものとする。

2 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、利用者の心身の状況希望及びそのおかれている環境を踏まえ、療養上の目標、具体的なサービス内容等の訪問看護計画を作成し、利用者又はその家族に説明し同意を得る。また訪問看護計画が変更になった場合においても同様である。

3 サービス提供に当たって、利用者又はその家族に対し、適切な説明指導を行うと共に主治医、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、医療又は福祉サービス等、各関係職種との密接な連携を図る。

4 通常の事業実施地域であっても、利用申込者に対し、自ら適切な指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に関わる指定居宅介護支援事業所、地域包括支援センター等へ連絡し、適切なほかの指定訪問看護または指定介護予防訪問看護事業所等の紹介、その他の必要な措置を速やかに講じる。

5 本事業所の訪問看護師等は身分を証する書類を携行し、利用者又はその家族からこれを求められた時には提示する。

## 【サービス内容】

第7条 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供に当たってのサービス内容は次のとおりとする。

入浴清拭等の清潔保持、褥瘡の予防手当て、経管栄養・留置カテーテルの管理、在宅酸素管理及び指導、機能維持リハビリテーション、気管切開及び人工呼吸管理、終末期ケア、服薬管理、食事排泄のお世話、療養生活に関わる相談指導、医師の指示による医療処置。

## 【サービスの利用料】

第8条 本事業所が指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護を提供した際のサービス利用料は次のとおりとする。

1 介護保険対象者 介護報酬告示上の1割、2割または3割（法廷代理受領分）

法廷代理受領分以外は介護報酬告示上の額

2 利用料は利用者又はその家族に対し、サービス内容及び費用を説明し同意を得る。

3 利用料請求・領収に当たっては請求明細書・領収書を発行する。

4 通常の事業実施地域を超えた所から1km当たり往復30円の交通費を請求する。

5 前項の費用の支払いを受ける場合には利用者又はその家族に対し、事前に文章で説明した上で支払いに同意する旨署名（記名押印）を受けものとする。

## 【サービス提供による記録の整備・保存】

第9条

1 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護を提供した際には、次に掲げる記録の整備を完結した日から5年間保存するものとする。

主治医文書、訪問看護計画書、報告書、サービス記録（訪問看護Ⅰ・Ⅱ）、サービス提供表、市町村への情報提供書、苦情および事故等の記録

2 利用者から申し出があった場合には、その利用者に関わる前項の書類を提出する。

3 従業者、設備、備品、会計に関する記録。

## 【通常の事業の実施地域】

第10条 通常の事業の実施地域は、熊本市、嘉島町、益城町、御船町、甲佐町、宇城市、宇土市とする。但し、通常の事業実施地域以外でもサービス提供を行う場合がある。

## 【秘密保持】

第11条

1 本事業所の従業者は、正当な理由なく、その業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を漏らさない。又本事業所の従業者であったものが、正当な理由なく、その業務上知りえた秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講ずるものとする。

2 医療機関、薬局又はサービス担当者会議等において、利用者及びその家族の個人情報を用いる場合の同意を予め文書により得ておくものとする。

3 本事業所は、個人情報保護法に基づき個人情報を厳重に管理する。

## 【居宅介護支援事業所に対する利益供与の禁止】

第12条 居宅介護支援事業所又はその従業者に対し、本事業所のサービスを利用させることの対償として、金品、その他財産上の利益を供与することをしない。

## 【緊急時等における対応方法】

第13条 指定訪問看護等の提供中に、利用者に病状の急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師に連絡を行う等の措置を講じる。

## 【苦情処理】

第14条 指定訪問看護等の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じる。

2 提供した指定訪問看護等に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員から質問若しくは照会に応じ及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

3 提供した指定訪問看護等に関する苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

4 提供した指定訪問看護等に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するように努める。

## 【事故発生時の対応】

第15条 利用者に対する指定訪問看護等の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族、介護支援専門員（介護予防にあっては地域包括支援センター）等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 前項の事故の状況及び事故に際してとった処置を記録する。

3 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとするが、事業所の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りではない。

## 【虐待防止に関する事項】

第16条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

（1）虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、看護師等に周知徹底を図る。

（2）虐待の防止のための指針を整備する。

（3）看護師等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

（4）前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

## 【衛生管理】

第17条

1 従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行う。

2 事業所の設備・備品について衛生的な管理に努める。

## 【掲示】

第18条 事業所の見やすい場所に運営規定の概要、看護師等の勤務の体制その他利用申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

## 【会計の区分】

第19条 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業所ごとに、経理、会計を区分する。

## 【交代基準】

第20条 体調不良の看護師の交代基準

1 37.5℃以上・咳があつて感染の可能性があるとき。

2 本人が困難と判断した場合、管理者の判断により交代する。

## 【その他】

第21条 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、株式会社Care'Lと本事業所の管理者との協議に基づいて定める。

附則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

